

平成27年度 第12回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年3月18日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成27年度 第12回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年3月18日（金）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作
9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上8名出席

●欠席委員 3番 下名迫勝實 8番 上田静可

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 倉本文和
事務局員 門谷佳彦

●関係者

●議事事項 議案第19号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定
について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
議案第21号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成27年度
の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並び
に平成28年度の目標及びその達成状況に向けた活
動計画について
協議第5号 平成28年度高野町農業委員会の開催日程について
報告第11号 和歌山県農業会議の農地転用に係る意見聴取につい
て
報告第12号 平成27年農地法及び農業委員会法の改正について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時刻より少し早いですが、皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきます。平成27年度第12回高野町農業委員会を開催いたします。

さて、本日の委員会でございますが、本日、出席委員8名、欠席委員2名、欠席委員につきまして3番、下名迫委員、8番、上田委員でございます。高野町農業委員会会議規則第9条により規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立をしておりますので御報告をいたします。

それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。3月の定例会ということで、役所につきましては一応3月をもって年度が終わるという、ぎりぎりの会議になりましたと思います。27年度、1年間でございます。

それでは、28年度ですけれども、先日から議会も一般会計の議案につきましては通っております。28年度につきましても農業振興の関係で、いろいろと答弁の議内でも考えることはありまして、新しい事業等もおり込んでおります。また、28年度の会議におきまして、おいおい、お願いなり御説明させていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日も議案3件、それから協議報告等でございます。お忙しいとは思いますが、御審議のほうよろしく願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条により、本日の議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、2番、辻本委員、4番、井手上委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

こんにちは。

いろいろと変更もあったんでございます。ですから、いろいろと忙しいと思いますけど、きょうは、会議よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第19号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（垣内宏樹）

議案第19号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について。

農林水産省令で定めのある農地法施行規則（昭和27年10月20日農令第79号）第17条の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段の面積について審議願いたい。平成28年3月18日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページをごらんください。

議案第19号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について。

下限面積（別段の面積）の設定理由（見直し）について。

平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部、または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。農業委員会の適正な事務実施について（20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。このため、平成28年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

方針。農地法施行規則第20条第2項を適用し、高野町全域における下限面積（別段の面積）を現行の平成21年12月15日付21高野農委第5号で告示している、高野町内全域10アールの変更は行わない。

理由。高野町全域の耕作放棄地が年々増えており、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が存在しないことから、新規就農を促進し、農地の有効利用を図るため。

農地法施行規則第17条第1項。

法第3条第2項第5項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。第1号、設定区域は、自然的経済条件からみて営農条件がおおむね同一と認められること。第2号、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアール単位とし、その面積は10アール以上であること。第3号、農業委員会がされ目用とする別段の面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作及び養畜の事業に共している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作及び養畜の事業に供している者のおおむね100分の40を下らないように算定されているもの。

農地法施行規則第17条第2項。

前条の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること。第1号、当該設定区域内に現に

目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をその他適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。第2号、当該設定区の位置及び規模からみて、当該設定区域内において、法第3条第2項第5号に規定する面積未滿の農地を耕作または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

以上でございます。

議長 今、事務局よりいろいろと説明がありましたが、何か御意見などございませんか。

ないようですんで、ないですか。ないでしょうか。いいですか。

各委員 (「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、御意見がないようですので、議案第19号について、可決してよろしいですか。

各委員 (「はい」の声あり。)

議長 それでは、可決いたします。

続きまして、議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明よろしくお願いいたします。

事務局 (垣内宏樹)

議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見について。

このことについて、別添の農地の方々より利用設定したい旨があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本会の意見を求める。

平成28年3月18日提出。高野町農業委員会、会長、柳葵。

次のページをごらんください。

今回の申請は2件でございます。

まず、番号27-17。農地の所在地は、上筒香字・・・・・・番・・・・・ほかに2筆で、場所については次のページの図面をごらんください。登記簿は田で現況地目も田で、農振区分につきましては農振の用地内、面積は合わせて1,250平方メートルで利権利設定につきましては、使用貸借権でございます。利用権の設定を受けるものの住所、氏名は和歌山県伊都郡高野町大字・・・・・・番地、・・・・・・氏。利用権の設定をするものの住所、氏名は大阪府枚方市・・・・・・、・・・・・・氏。利用目的は水稻の栽培で期間は3カ年、賃料につきましては、使用貸借のため無償

となっております。

本議案は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準としましては、農法第18条第3項の各要求を全て満たす必要があります。その農法の許可基準につきましては、計画の内容が高野町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合すること。耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作、または、養畜の事業を行うと認められること。耕作、または養畜の事業に必要な農作業に常時、従事すると認められることが許可要件となっております。

今回の申請者であります・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時、従事する日数が150日となっております。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、27-18。農地の所在につきましては、西富貴字・・・・ほか3筆で場所については、ここの次のページの図面をごらんください。登記簿は田、現況地目も田で、農振区分につきましては農振農用地内で、面積は全て合わせまして2,706平方メートル、権利設定は使用貸借権です。利用権の設定を受けるものの住所、氏名は和歌山県伊都郡高野町・・・・、・・・・氏、利用権の設定をするものの住所、氏名、和歌山県橋本市・・・・、・・・・氏。利用目的につきましてはたばこの栽培です。期間は3カ年、賃料は使用貸借権のため無償となっております。

本議案は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として、農法第18条第3項の各要求を全て満たす必要があります。農法の許可基準につきましては、先ほどと同じでございます。

今回の申請者である・・氏は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時、従事する日数が200日となっております。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので、合わせて御審議願います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

何か御意見か質問があったらお願いしたいですけど、ないですか。いいですか。

各委員

(「なし」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第20号も可決したいと思います。

続きまして、議案第21号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平

成 27 年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成 28 年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第 21 号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成 27 年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成 28 年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について。農業委員会の適正な事務実施について、平成 21 年 1 月 23 日付 20 経営第 5791 号、経営局長通知に基づき、平成 27 年度の点検・評価結果（案）及び平成 28 年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。平成 28 年 3 月 18 日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

まず、議案書と別に一点、添付書類をつけさせていただいております。平成 28 年度の目標及びその達成状況の活動計画についてですが、議案書作成してから昨日農林水産省のほうより、今回、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、事務実施の適正通知の一部改正をすることになったことから、様式を変更する旨の通知がありましたので、平成 27 年度の活動点検評価については、旧様式を使用し平成 28 年度の活動計画については新様式を使用するように通知がありましたので、急遽、差しかえさせていただいておりますので御確認いただきますようお願いいたします。

内容につきましては、前回の農業委員会のときに御説明させていただいた内容で、そこに追記の皆様の御意見を反映させたものを、書かせていただいております。内容としては、特に地域の皆様からの御意見等は特段ございませんでしたので、現況のとおり、原案どおりのところ計画の点検評価として平成 27 年度の活動計画の点検評価のほうをさせていただいております。28 年度につきましては、別紙の様式 1 というふうな別冊のほうごらんいただきたいと思いますが、主に改正内容としましては、農業委員会の状況について農家数のうちの概要であるとか、農業委員会の体制についての新旧制度の分と反映する必要があるのものでその分を記載させていただいております。農家数及び農地数の状況につきましては、農林業センサスの数字に基づいて記入することが明記されておりますので、2010 年の農林業センサスの数字をそのまま転記させていただいております。

農業委員会の体制につきましては、旧制度に基づく委員会が平成 29 年の 7 月 19 日まで任期がございますので、現状の旧制度に基づく農業委員会の体制状況を記載させていただいております。その他以降の担い手の集積及び農地利用に関する項目については、前回の旧様式での同じ項目がございますので、そのまま転記させていただいております。今回、新たにふえたのが 3 番の新たな農業経営を営むものの参入促進という項目がふえております。ここの分については、現状の分と 28 年度の目標を 2 経営

体として設定をしております。

遊休農地に関する項目につきましては、おおむね変わっておりませんが中段の2のところの農地利用意向調査というものについてが法改正があったもので、義務づけられておりますので、その実施時期及び取りまとめ時期等について新たに記載させていただいております。また、違反転用の対応につきましては従来どおり、様式等変わっておりませんので従来どおりの内容について記載させていただいております。なお、本日御審議いただき、御可決いただきましたのちに高野町のホームページにおきまして、27年度の活動の点検・評価及び28年度は別冊の活動計画を合わせてホームページ上に公表させていただくとともに、農政局長のほうに報告する予定となっております。

以上で御審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員 （「なし」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第21号も可決したいと思います。
 続きまして、協議第5号、平成28年度高野町農業委員会の開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

協議第5号、平成28年度高野町農業委員会の開催日程について。

このことについて平成28年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、別添のとおり協議願いたい。平成28年3月18日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

平成28年度の農業委員会の開催日程を別紙のとおりお示しさせていただいております。本年度とさほど変わらず、県の常設委員会の開催日程を考慮して開催日を決定しております。名称としては本年度より28年度より、和歌山県農業会議が一般社団法人和歌山県ネットワーク機構というふうに変更され、現在の常任会議委員会というのを常設会議委員会として変わります。そのように名称のほう変更して、詳細については後日、あとの報告議案で説明させていただきます。日程について御協議願います。

議長 ありがとうございます。
 これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員 （「なし」の声あり）

議長

異議がないようですので、協議第5号は以上とします。つづきまして、報告第11号、和歌山県農業会議の農地転用に係る意見聴取について事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

報告第11号、和歌山県農業会議の農地転用に係る意見聴取について。

このことについて、平成28年度以降の農地転用に係る意見聴取方法が変更したので報告する。平成28年3月18日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

先ほど、ちょっと冒頭で説明させていただいたとおり、来年の28年4月1日に施行される改正農地法では、農地転用の案件の手続について都道府県農業会議、現在は都道府県農業会議ですが、4月以降、一般社団法人和歌山県農業委員会ネットワーク機構というふうに名称が変更され、タイプも変わります。に意見を求める主体の変更及び30アール以上の農地転用については法律上義務化されます。また、30アール以下については、ネットワーク機構へ意見を求めることができる規定となっております。そのため、和歌山県農業会議については、下記のとおり取り扱うようになるということでございます。

主体の変更としては、町村は既に知事より権限移譲されているため特段変更はございません。

意見聴取については、現行1,000平方メートル未満につきましては県常任会議委員会議にて議案書の送付をし、審議後許可指令書を交付している状態です。改正後については、1,000平方メートル未満につきましては、町の農業委員会審議後、許可指令書を交付しその及び同時に一覧表を県常設会議委員会に送付するというふうになります。現行の1,000平方メートル以上につきましては、町の農業委員会審議後、県を通じて常任会議委員に説明を行い、そこで議決をいただいたのち許可指令書を交付するようになっております。改正後になりますと1,000平方メートル以上については、町の農業委員会が審議後、複数案件ある場合は転用面積の大きいものを個別説明を行い、審議後許可指令書の交付をするということです。3,000平方メートル以上については従前どおり、現地調査及び個別説明を行うようになっております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員

（「なし」の声あり）

議長

異議がないようですので、報告第11号は以上とします。

続きまして、報告第12号、平成27年農地法及び農業委員会法の改正について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第12号、平成27年農地法及び農業委員会法の改正について。

このことについて、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の公布により、農地法及び農業委員会等に関する法律の一部が改正されるので報告をいたします。平成28年3月18日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

皆さんもう御存じのとおり、平成28年4月1日より新たに農地法及び農業委員会法の施行がされます。農業委員会法及び農地法等については農業の成長産業化を図るため6次産業化や農地集積、集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境整備する観点から、農業委員会農地を所有できる法人に見直されるようになります。それが1枚目のところに書いてあるところです。名前を今、現在、農業生産法人というふうに書いてあるところを改正では、農地所有適格化法人というふうに変更されます。ここの中では役員の農作業従事要件について、役員または重要な使用人のうち1名以上が農作業に従事すればよいことになっております。現行につきましては農業に従事する役員の過半数が農作業に従事するというふうな要件となっております。議決要件については、農業者以外の者が議決権が議決権の2分の1未満までよいことになっております。現状は農業者以外の議決権は原則として総議決権の4分の1以下であるというふうになっております。法人の呼び名は先ほど御報告させていただきに名称が変わります。以上が農地法に係る分の改正です。

次のページからは農業委員会法の改正についてでございます。

農業委員会法の大きなポイントとしては、農業委員会の選出方法は公選制と公選制から市町村の村長の任命、選任制に大きく変更されます。また、新たに農業委員会農業委員のほかに農地利用最適化推進委員を設置をする必要があります。また、農業委員会をサポートするため、都道府県団体及び全国団体に農業委員会ネットワーク機構が指定されるようになります。和歌山県につきましては現状の和歌山県農業会議が一般社団法人和歌山県農業委員会ネットワーク機構というふうに知事から指定を受けるようになるということを聞いております。

あとは、皆様にかかってくるところっていうのが、農業委員の選出方法が原現行は公選制、いわゆる選挙のほうによって選ばれるというのと、推薦によって選ばれる方法がございます。これが新たな体制になりますと全て、市町村長の選任というふうになっていきます。選任方法につきましてはこのページ数で打ってある3ページのほうに改革の方針というふうに書いております。市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制、1本化とします。過半数を原則として認定農業者とします。農業者以外の者で、

中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れるということ。女性・青年も積極的に登用する。農業委員の定数は、農業委員の動機的に開催できるよう、現行の半分程度とするというふうに大きく書かれております。

まず、うちで高野町のほうで問題となるのは、過半数を認定農業者とするという項目でございますが、現状、認定農業者自体がいてませんのでこの要件になかなか、合致できないということです。それと、現行と半分ってというのは今の定数の半分ではなくて、農業委員会等に関する法律の中で農業委員会の規模において定数が決められておりますので、その半分になりますので、結局それは現状もっと上の20幾つかっていう数字の数字なんで、高野町に関しては特別。ここの6ページに載ってますね。上限数については、改正後はうちらの場合ですと14人が上限になりますので、上限ラインになってますので問題ないかと思っております。

先ほどの認定農業者の過半数要件の例外というのが、5ページのほうに書いております。ここについては、今のところですが予定としては、Cの農林水産大臣の承認を得るという手続を必要であるかと解釈をしておるところです。

また、先ほど戻りますが農業委員の推薦及び公募の手続というのは、地区の人に推薦してもらおうとか、意見を出してもらおうとかそういうふうなことを書いておりますので、近くですと紀の川市の委員会がもう既に、その新制度のほうで動くようになりますので、その辺をちょっと参考にしつつ、当町のほうでもやっていきたいと思っております。

次に、最適化推進委員の新設ということで、7ページのほうに記載させていただいております。国のイメージとしては、現場の積極的に行うために、主に合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、最適農地するよう最適化推進委員を設置をすると。推進委員はみずからの担当区域において、担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。推進委員の定数については、政令で定める基準に従い条例で定める。具体的な業務として、4点ほど書いていたのですが、委員については農業委員さんは法的な審議を事務的なことをしていただき、推進委員については現場での事業調整というのをさせていただくというわけ方になるというふうに聞いております。実際、どういふふうに分けるのが一番いいのかというのは、まだ検討しておるところです。

最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村という要件が、9ページに書いているんですが。これに当てはまるのがなかなか難しく、遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでる市町村、こんな多分全国でも10ポツぐらいの農業委員会ぐらいしかないんだと聞いております。その辺もありますので、うちのほうも推進委員を決めていけないといけないかなということがありますので、また、今後進めていきた

いと思っております。

最後に都道府県農業会議より全国農業会議所の改革として、農業委員会のサポート組織として十分発揮するように、機能するように農業委員会のネットワーク機構というふうに位置づけられます。主にすることというのは、現状の農業会議さんがやっていたことと変わりなくやっていたことというふうには聞いております。全国組織としても同じく、そのようにしていただくというふうに聞いておりますので、余り変わらないと思うんですけど、そのネットワーク機構とかの関係につきましては。

あと、うちとしては、農地法の改正農地法の施行、公布されてますので、仮に現職の農業委員さんが何らかの理由で辞職された場合、なった場合は、最終、通常でしたら補充するというふうな考えがあるんですが、もう施行されておりますので補充はしないというふうになります。で、任期までに最悪、何かの関係でみんないなくなっても、ゼロのまま任期終わるまで行かざるをえないという状況聞いておりますので。29年の7月19日に任期満了になるまでなんで、直近の議会なんで6月議会には、新たな制度で農業委員さんの選任をするという手続をしますので、スケジュール的にいくと28年の12月には、新しい農業委員会の要は委員の定数であるとか、推進最適化委員の定数の条例とかっていうのを御審議をしていただく必要がありますので、28年度中には新たな議制度に向けた動きを、事務局としても取っていかないといけないと感じておりますのでまた、御協力のほどよろしく願います。

以上です

議長 ありがとうございます。
 これについて、何か御質問・御意見ございませんか。

各委員 (「なし」の声あり)

議長 異議がないようですので、報告第12号は以上とします。
 以上で予定していました議案がすべて終了しましたので農業委員会定例会を終わりたいと思いますので、ありがとうございます。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月28日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 4番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。